

質問書に対する回答

(件名) 東関東自動車道 成田～潮来間橋梁補修工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様者14-4-3(1)(2)について	光通信ケーブル、メタル通信・電源の管理用図面を入札前に貸与して頂くことは可能でしょうか。	光通信ケーブル、メタル通信・電源の管理用図面については、契約締結後に貸与いたします。
2	特記仕様者16-4-4(1)(2)について	地下埋設物の配管図を入札前に貸与して頂くことは可能でしょうか。	地下埋設物の配管図については、契約締結後に貸与いたします。
3	特記仕様書21-5について	各項目の補正係数は土木工事積算基準(令和4年版)第35編の通りでしょうか。	そのとおりです。
4	特記仕様書22-3-1について	事前調査 「受注者は、施工に先立ち各施工箇所におけるコンクリート構造物の劣化状況について・・・」と記載がありますが各施工箇所とは設計図に記載のある損傷箇所、施工部分のみと考えて宜しいのでしょうか。	そのとおりです。
5	特記仕様書22-3-2-2について	A2の亚克力樹脂に関する規格等はございますでしょうか。	構造物施工管理要領Ⅲ-3-2-3に示す品質規格を参考に検討のうえ、適切な材料を選定してください。
6	特記仕様書22-12-3(5)について	削孔箇所での中性化深さ測定とは、試料を採取した孔にて行うのでしょうか。若しくは試料を採取した孔とは別の孔で削孔しながら粉体にて調査を行うのでしょうか。ご教授願います。	特記仕様書22-12-3(4)に示す試料採取及び22-12-3(5)に示す中性化深さ調査に必要な孔数を計上してください。
7	設計図6/223について	佐原香取料金所敷地内仮置場の記載がありますが発生材がこの仮置場だけでは足りない場合は他の敷地も貸与して頂けるのでしょうか。	発生材の保管場所が不足した場合は別途仮置場を指示します。
8	設計図17/223・25/223について	成田IC・Cランプ橋P16~P17において表面被覆工A(17/223)とはく落防止対策工B1(25/223)は重複しておらず別々の箇所と考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
9	設計図207/223	図面記載の通行止め区間は2箇所同時に通行止めにすると考えて宜しいでしょうか。またP16~A2左側張出部の施工は認定外道路を通行止めとして施工するものと考えて宜しいでしょうか。	施工箇所ごとに各々通行止めをすることを想定しておりますが、2箇所同時の通行止めも可能です。同時に通行止めを実施するかは貴社の施工計画に基づき判断してください。 また、P16~A2左側張出部の施工については、設計図217/223の数量表に記載のとおり、P19~A2は交通誘導警備員の配置のみ必要と考えております。P16~P19は第三者の立入りが極めて少ないことから、交通規制及び交通誘導警備員の配置は想定しておりません。

10	伸縮装置取替について	中央分地帯側においてはつり箇所ガードレール支柱・転落防止網アンカー等の支承物が有る場合は工変の対象となるのでしょうか。	現地調査の結果、施工の支障となると監督員が認めた場合は、別途監督員と協議するものとします。
11	コンクリートはつり工・断面修復工について	コンクリートはつり工及び断面修復工は躯体の状態により設計深さより深くはつれてしまった場合、はつり後の出来形で容積を検測して数量を算出するものと考えて宜しいのでしょうか。	設計数量による支払いとなります。ただし、被り厚さが設計図書と異なる場合や損傷深さが設計数量より深い場合等現地条件の差異が認められた場合は、別途監督員と協議するものとします。
12	はく落対策工について	はく落対策工ほかに必要な立入防止柵撤去設置について、部材の再利用ができない場合は新材への設計変更は可能でしょうか。また、立入防止柵撤去した箇所の出入りにゲートは必要でしょうか。	撤去した立入防止柵が再利用できないと監督員が判断した場合は別途監督員と協議するものとします。 また、立入防止柵を撤去した箇所の出入り口における施工中の立入防止措置等については貴社の施工計画に基づきお考えください。
13	はく落対策工について	立入防止柵撤去した内側において、高所作業車での作業ができる様に、土工事による整地や、アウトリガー部の敷鉄板の設置は、設計変更の対象となりますでしょうか。	施工箇所における準備作業に伴う整地作業は、共通仮設費【準備費】に含まれます。ただし、地耐力等の確認結果により、高所作業車を据えるため、別途、敷鉄板等の設置が必要と監督員が認めた場合には別途監督員と協議するものとします。
14	はく落対策工について	側高高架橋P1付近の上部工のはく落対策工実施時に、高所作業車の高さ不足にて、作業が適さない場合、本線規制を実施して、橋梁点検車の作業とした場合、設計変更の対象になるということでしょうか。	現地条件からは高所作業車での作業が可能と判断しておりますが、現地条件の相違などにより高所作業車での作業が不可能と監督員が認めた場合は、別途監督員と協議するものとします。
15	はく落対策工について	架空線があり、高所作業車での作業の支障がある場合、切り回しや防護が必要な場合、設計変更になるということでしょうか。	特記仕様書14-6-3(2)に示す架空線の簡易な保護に要する費用は、14-7に示すとおり諸経費に含まれます。架空線等の切り回しや特別な防護が必要となった場合には別途監督員と協議するものとします。
16	特記仕様書5. 工事用地等に関する事項について	5-1 敷地の使用に記載されていない、対象工事橋梁の高架下を仮置き場、仮設事務所等の設置をする工事用地として借り受けることは可能でしょうか。	共通仮設費【営繕費】の対象となる土地、建物等は受注者にて確保してください。ただし、これらの土地、建物等の確保が困難な場合は、高速道路敷地を有償にて貸与することは可能です。
17	特記仕様書17-1について	部分使用検査の実施は、「日々の伸縮装置取替工施工完了後」、すなわち伸縮装置取替工1箇所ごとに行うということでしょうか。	そのとおりです。
18	伸縮装置取替工について	作業時間の関係で既設置の撤去と新設置の設置を1日間に施工するのが難しい場合、1日目に既設撤去と仮復旧、2日目に新設置という施工手順を想定してよろしいでしょうか。	仮復旧による供用時の安全性が確保されていることが確認できないことから本質問にはお答えできません。 伸縮装置は既設の撤去と新設の設置までを所定の規制時間内で完了可能な施工計画にてお考えください。